

みどりの食料システム戦略交付金（有機農業産地づくり推進）

みなかみ町有機農業実施計画策定業務委託

仕様書

令和6年5月

みなかみ町農林課

1 業務名

みなかみ町有機農業実施計画策定業務委託

2 業務の目的

本業務は、みどりの食料システム戦略における有機農業産地づくり推進で掲げる有機農業の取組方針や生産加工、流通及び消費の拡大に資する事項を定める有機農業実施計画（以下「計画」という。）を策定するためのものである。

なお、本計画における有機農業は、有機農業の推進に関する法律（平成 18 年法律第 112 号）で定義された有機農業として、本町の現状や特性を生かした有機農業を推進していくものとする。

3 業務内容

以下のとおりとする。

（1）基本事項の調査・整理

実施計画の策定にあたり、前提となる基本的事項については、の背景、趣旨、計画期間、その他必要な事項（本町の農業の現状）等を基本とし、有機農業を取り巻く最新の情勢や動向等を踏まえて整理し、とりまとめる。

（2）農業に関する現状把握

① 農業者へのアンケート調査

本町の農業経営体 580 経営体程度を対象に有機農業の取組状況や有機農業の推進における課題、推進施策立案の検討材料とするために、アンケート調査を実施する。

なお、アンケート調査は、調査票の作成、調査票等の印刷、発送・回収、調査結果の集計、結果整理・分析を行い、エクセルファイル等に集計・整理された結果を町に報告するものとする。

② 農業者へのヒアリング

①農業者アンケート調査において把握した有機農業取組者を対象に、有機農業の取組状況、有機農業経営における課題や今後の経営意向、必要な支援策や有機農業の推進に必要な取組をヒアリングにより把握し、本町における有機農業の取組状況や課題を整理する。

なお、農業者へのヒアリングを行うにあたり、調査票の作成、調査対象者の選定、ヒアリング調査の実施、ヒアリング記録および取りまとめ資料を作成し、事前の内容について、町に報告する。なお、報告内容には、有機農業に関する農地面積、栽培品目、流通実態（販売額、販売先、物流方法）を含める。

③ その他ヒアリング

本町の有機農業の推進にあたり、連携が想定される有機農産物取扱事業者等（農産物直売所等の販売事業者、飲食店、宿泊業者等）10 社程度を対象に、有機農産物の取扱状況、活用の意向及び販売に関する有機農業の推進に必要なことについて把握し、本町における有機農業の流通、販売及び消費に関する課題や推進施策の立案に関する検討資料を作成し整理する。

なお、有機農産物取り扱い事業者等へのヒアリング調査にあたり、調査票の作成、調査対象者の選定や予定について、事前に報告し、ヒアリング調査の実施、ヒアリング記録および取りまとめ資料を作成し、報告する。

（３）みなかみ町有機農業推進検討会の運営支援

計画を策定するにあたりみなかみ町農林課が事務局となり設置した「みなかみ町有機農業推進検討会」の会議において、検討する資料作成、資料説明、質疑応答、及び議事録作成等の作成及び運営支援を行う。

なお、みなかみ町有機農業推進検討会は計３回を予定し、委員が発した意見等において、必要に応じて、追加調査等を行うなどの対応をすること。

（４）有機農業実施計画の作成

業務内容(1) (2) (3)踏まえ、計画書を作成する。また、「第２回みなかみ町有機農業推進検討会」にて計画書の素案を提示し、委員の意見を踏まえ、計画書の加筆及び修正等を行い計画書の案を作成する。計画書案は、本編と概要版を作成し、概要版については、町民や都市住民の理解が得られる構成かつデザインとする。

なお、計画、みなかみ町農林課と常に協議・調整し、発注者及びみなかみ町有機農業推進検討会の意向を反映し、加筆・修正等に対して、柔軟に行うものとする。

（５）パブリックコメントの実施支援

パブリックコメントを行う際は、パブリックコメントに必要な資料の作成及び町民等からの意見に対する計画への反映、回答書の作成等を支援するものとする。

（５）その他

業務の進捗に合わせて、打合せを実施する。打合せ後は、速やかに記録書を作成し、提出すること。

5 実施期間

契約締結日から令和７年２月２８日まで

6 成果品の提出・帰属

- (1) 受託者は、業務終了後、速やかに次の成果品を提出すること。
 1. 有機農業実施計画・・・・・・・・・・ 1 部
 2. 有機農業実施計画概要版・・・・・・・・ 1 部
 3. 各種調査結果及びまとめ資料・・・・・・・・ 1 部
 4. 上記の電子データ・・・・・・・・・・ 1 部
- (2) 成果品の納入場所
みなかみ町農林課農政係
- (3) 成果品の帰属
本委託業務に関する一切の成果は、みなかみ町に帰属するものとする。

7 留意事項

- (1) 事業計画
本委託業務を円滑に実施できるよう工程表を、委託者に提出するものとする。
- (2) 連絡調整・協議打合せ
本委託業務が円滑かつ計画的に進むよう、委託者と受託者は、適宜、連絡・調整を行うとともに、必要に応じて協議、打合せを行うものとする。
- (3) 機密保持
受託者は、業務上知りえた秘密ならびに個人情報について管理・保管を徹底し、第三者に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。